

【会長、副会長の選出方法に関する内規】

1. 会則第 11 条第 1 項に規定する会長、副会長の選出を円滑に遂行するために本内規を定める。
2. 会長は、次期理事候補者を被選挙人とし、次期理事の書面投票による互選とする。
有効得票数の過半数の票を得た者を会長とする。過半数を得た者がいないときは、上位得票者 2 名について決選投票を行い多数を得た者を会長とする。なお、決選投票で得票数が同じである時は、本会在籍期間の長い者を候補者とする。
3. 副会長は、会長が次期理事候補者の中から 2 名以内を選考する。
4. 会長、副会長の選定は、会則第 15 条(1)に基づき、総会において審議決定する。

付則 この内規は、平成 19 年 3 月 16 日より適用する。